

災害事例

店舗の解体工事において、活線を切断し感電した

【災害の概要】

工事の種類：建築解体工事

災害の種類：感電

被災者：1名

【発生状況】

この災害は、店舗を解体する工事で、活線を切断した作業員が感電しました。

災害発生当日、解体する店舗の表の看板及び店舗内のテーブル、椅子、ステンレス製の流し台等の撤去を元請Y社から請負ったZ社の社長Cと作業員A、Bの3人はY社の担当者から店舗内で工事内容の説明を受け、小路上で使用する電動工具は分電盤の100Vのブレーカーを「入」にして電源を確保すること、作業終了後はブレーカーを「切」にすることを指示を受け、さらに前日までに200Vの電源に接続されていた機器の撤去と配線の絶縁処理は完了している、と説明を受けた。Y社の担当者は作業開始とともに、現場を離れた。

午前中はABCの3人で、店舗外側の看板、店舗内のカウンター等を取り外し、4tトラックに積み込む作業を行った。

午後 Aはステンレス製の流し台の上にある蛍光灯(100V)を取り外すようにCから指示され、作業を始めたが、蛍光灯の配線がないことが分かった。AはCに撤去方法を聞

いたところ、Cは配線を切断するように指示した。そこで、Aは店舗内に持ち込んでいた鉄製のワイヤーカッターを素手で持って配線を切断したとき、感電(100V配線 ワイヤーカッター A ステンレス流し台 地面の回路ができた)して倒れた。Aは病院に運ばれたが死亡した。

災害が発生したときのA服装は、作業服、布製の作業帽、安全靴で、ゴム手袋等の絶縁用保護具は使用していなかった。また、Aが用いたワイヤーカッターは活線作業用のものではなかった。

午前中の作業では、看板等の撤去において電動工具が使用され、午後の作業時も100Vのブレーカーは「入」のままになっていた。そのため、蛍光灯の配線には電気が流れていた。

Z社では、社長と作業員A、Bの3人体制で作業を行っていたが、感電防止等に関する安全衛生教育は実施していなかった。また、請負った工事に関する作業計画書も作成することなく、社長Cの現場での指示で作業が行われていた。

【原因】

- 1 作業計画を立てないで、現場で社長の思いつきによる作業指示により作業が行われ、感電防止対策が取られなかった。
- 2 ブレーカーを切らないで、電流が流れている電線を、絶縁手袋を使用しないでワイヤーカッターを用いて切断した。
- 3 従業員が少ないことを理由に、安全衛生教育を実施していなかった。

【対策】

- 1 作業計画を立て、必要な感電防止対策を講じたうえ作業を行う。

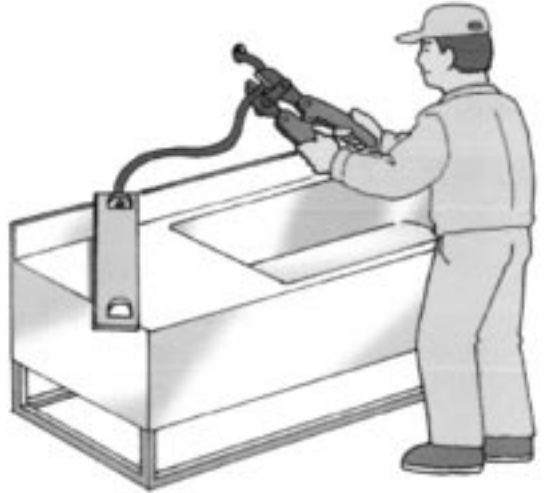
電気機器、電気回路の撤去は、作業計画を作成し計画に従って、作業を行う。また、作業は絶縁された工具、絶縁用保護具を使用する。

- 2 電線を切断するときは、停電を検知器等で確認して行う。

電気回路を切断する時は、予めブレーカー、スイッチにより電源を遮断するとともに、作業時には停電状態を検電器等により確認する。

- 3 安全衛生教育を実施し、感電防止の知識を持って作業を行う。

作業者に対して、感電を防止する絶縁用保護具、安全な工具の使用方法および救急救命法を教育する。



災害発生状況図

平成21年 署・業種別死亡災害発生状況 (平成21年3月9日 現在)

広島労働局

署別	平成20年 全産業		平成21年					増減	業種	平成20年	平成21年	増減率 %	
	1月-12月	同期	全産業	製造業	建設業	運輸交通業	その他			3月9日	3月9日		
広島中央	5(2)								全産業	6(1)	4	-33%	
呉	6(1)	1	2	1		1	1	1	製造業	3	2	-33%	
福山	9(3)	3						-3	建設業	2		-100%	
三原	8(1)	1(1)						-1	運輸交通業	1(1)	1		
尾道	5	1	1				1		その他		1	+	
三次	3		1	1				1	内 商 業 清 掃 其 他			-	
広島北	2												-
廿日市	2												-
合計	40(7)	6(1)	4	2		1	1	-2				1	+

(注1) ()は交通事故の内数。(注2)業務上外、労働者性等調査中のものを含む。最終発生日 平成21年2月5日